

次期横須賀子ども未来プラン策定のための調査について

次期横須賀子ども未来プランの策定に関して、子ども・子育て支援に関する意見並びに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等に関する量の見込みを把握するための『ニーズ調査』を実施するとともに、子どもやその家庭の生活実態を把握するための『子どもの生活等に関する実態調査』を実施します。

1. 調査概要

項 目	ニーズ調査	子どもの生活等に関する実態調査
調査目的	子ども・子育て支援に関する子どもや保護者が置かれている環境その他を把握のための調査。（特に教育・保育や地域子育て支援事業に関しては潜在的な量の見込み（ニーズ）を含め把握に努める必要がある（注1参照））	子どもやその家庭が置かれている生活実態を把握し、子どもの貧困等に関する今後の施策推進のための基礎調査。
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就学前児童がいる世帯 3,000世帯 ・ 小学生がいる世帯 3,000世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立小学校5年生の全児童とその保護者 ・ 市立中学校2年生の全生徒とその保護者
調査項目	内閣府から示されるひな形と前回の調査票を基に作成	内閣府が示している事例や他自治体の調査項目を参考に保護者票と子ども票を作成
調査期間	平成30年11～12月頃	

（注1）子ども・子育て支援法

第61条

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

2. 今後の予定

- 8月23日 児童福祉審議会子ども・子育て分科会において調査票の審議
10月18日 児童福祉審議会子ども・子育て分科会において調査票の審議
11月～12月 調査実施

3. 前回調査（ニーズ調査）の概要

(1) 実施時期

平成25年11月6日～11月29日

(2) 調査方法

郵送配布、郵送回収

(3) 調査対象

- ①住民基本台帳から市内在住の就学前児童を年齢別・地域別に2,500人を抽出
②住民基本台帳から市内在住の就学児童を年齢別・地域別に2,500人を抽出

(4) 回収状況

①就学前児童

調査票送付数 ①	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数 (注) ②	調査対象該当率 (①/②)
2,500	1,149	46.0%	18,259	13.7%

(注) 平成25年10月1日時点の就学前児童の住民基本台帳人数

②就学児童

調査票送付数 ①	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数 (注1) ②	調査対象該当率 (①/②)
2,500	1,059	42.4%	21,054	11.9%

(注) 平成25年10月1日時点の就学児童の住民基本台帳人数